

国立大学法人島根大学学長選考会議（第2回）〈議事要録〉

日 時 平成26年 8月12日（火）16:00～18:00
場 所 総合理工学部2号館3階 308会議室
出席者 梶田委員, 有澤委員, 大谷委員, 近藤委員, 中村委員
吹野委員（法文学部長）, 小川委員（教育学部長）, 大谷委員（医学部長）, 荒瀬委員
（生物資源科学部長）, 服部委員（総合理工学研究科長）
欠席者 なし
〔陪席者：総務部長, 総務課長, 総務グループリーダー, 企画・法規グループリーダー,
学長室リーダー〕

○ 議事に先立ち, 第1回国立大学法人島根大学学長選考会議の議事要録が異議なく承認された。

議 題

- 1 国立大学法人島根大学学長選考等規則の一部改正について
- 2 国立大学法人島根大学学長選考等規則実施細則の一部改正について
- 3 国立大学法人島根大学学長選考会議規則の一部改正について

事務から, 平成26年6月に成立した学校教育法及び国立大学法人法の一部改正及び附帯決議に対する対応, 並びに, 前回（平成23年度）の学長候補者選考の際に, 学長選考管理委員会委員長からあった改善要望事項への対応及び前回以降の見直しを行ったため規則改正を行うものである旨の説明の後, 資料1, 資料2及び資料3により改正理由及び改正内容の説明があった。

続いて, 第1回学長選考会議において提案した規則改正案についての各学部等からの意見の報告があり, 審議の結果, 吹野委員から規則改正案には反対である旨の意見はあったが, 他の委員の賛成があり, 承認された。なお, 学長選考等規則第11条に学長候補適任者が1名の場合でも意向調査を行うことを規則改正案に追加することが提案され, 全会一致で承認された。

委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・現行の学長選考等規則は法人化前の学長選挙規則を基に作られたもので, 国立大学法人法では, 意向調査を行うか否かを含めて学内外の意見を学長選考に反映させる仕組みとして学長選考会議が設けられており, 国立大学法人法の趣旨が活かしきれていない。
- ・意向調査の結果は支持者の数であり, 学長のリーダーシップを発揮するためにも支持者数を把握することが必要で, 学長選考会議が最終選考をするための資料を集める意味でも決選投票まで行った方が良いのではないかと。
- ・学長選考会議は学長を選考及び解任することができるが, 社会の意見も反映させて判断する必要があると判断すれば再度の意向調査を行うことも可能である。
- ・学長選考会議は学長候補適任者の審査を行うため面接を行い, 必要があれば再度の意向調査も行うことができるので, 学外者がこの規則を見て学長選考会議が主導し選考していることが分かるようにしなければならない。
- ・国立大学法人法の改正は, 学長の選考基準を定め公開することが重要な点であり, 法令改

正に沿った規則の改正を行わなければならない。また、定めた選考基準に合致する者を学長候補者として選考しなければならない。

- ・大学が求める学長像を示し、その基準と意向調査の結果が必ずしも一致しないことも考えられるため、学長選考会議が再度の意向調査が必要と判断し実施することがあっても良いのではないか。
- ・意向調査の結果の報告を受けて、日程的に無理だからとの理由により学長選考会議を開催しないことがないように、また、社会に対する説明責任があるため、選考委員がお手盛りになっていないことを明確にし、学長候補適任者が1名であっても意向調査を行うことを明記して欲しい。

4 国立大学法人島根大学学長候補者選考日程について

事務から、資料4により学長候補者選考日程案について説明があり、審議の結果、承認された。

5 その他

(1) 学長選考の基準について

議長から、学長選考の基準案を作成するため、各委員からの意見を9月4日までに事務担当へ提出し、議長及び副議長のところで取りまとめて原案を作成して9月19日までに送付する旨の提案があり、承認された。

委員から、学長選考の基準を検討するための資料として、他大学の情報及び島根大学憲章を送付して欲しいと要望があり、了承された。

(2) 意向調査管理委員会の設置について

議長から、学長選考等規則第4条に規定する意向調査管理委員会の設置について提案があり、承認された。

議長から、次回の学長選考会議は、9月29日（月）16：00から医学部で行う旨の提案があり、承認された。